

議案第45号

関市特定空家等審査会条例及び関市空家等対策協議会条例の一部改正について

関市特定空家等審査会条例及び関市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年10月2日提出

関市長 山下清司

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市特定空家等審査会条例及び関市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(関市特定空家等審査会条例の一部改正)

第1条 関市特定空家等審査会条例（平成28年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に」を「、次に」に改め、同条第2号中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条第3号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第4号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第22条第10項の規定による代執行に関すること。

(関市空家等対策協議会条例の一部改正)

第2条 関市空家等対策協議会条例（平成29年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。